

審 議 会 等 の 会 議 結 果 報 告 書

課所名

企 画 政 策 課

会 議 名 令和8年度 第1回 諏訪市行政改革推進委員会

開催日時 令和8年6月30日(火) 午後1時～午後2時40分

出席者 佐久会長、飯田委員、加藤委員、武田委員、平林委員、宮沢委員、宮下委員、山岸委員、山谷委員、山村委員(以上10名)
金子市長、前田企画部長、柳平企画政策課長、唐木田スマート化推進係長、矢崎スマート化推進係主査、濱財政課長、土橋財政係長、三澤財政係主任

資 料
・資料1 施設使用料の算出に関する基本方針(案)
・資料2 パブリックコメント実施結果
・資料3 諏訪市公共施設等総合管理計画 経過報告
・資料4 公共施設等総合管理計画の1年延長について

協議議題(内容)及び会議結果(要旨)

1. 開 会(進行:企画政策課長)

2. 市長あいさつ(金子市長)

今年度の第1回目行政改革推進委員会へのご出席をお願い申し上げましたところ、皆様にはご参集をいただきまして誠にありがとうございます。この委員会は、2年任期の2年目に入っております。引き続き大変お世話になります但よろしくお願ひいたします。

諏訪市第六次総合計画に基づきまして、様々な施策の進捗を図っているところでありますけれども、その計画に掲げた将来像を目指し、行政経営の適正化につきましても順次取組を進めてきているところでございます。公共施設等総合管理計画は平成29年に策定をしました。少子高齢化、人口減少、施設の老朽化等々の課題に直面するなかで、今のままの施設を継続することは難しい状況にあり、将来世代に必要以上の負担を残すことは本意ではございませんので、10年間で公共施設の総延床面積を10%以上削減するという目標を設定し取り組んでまいりました。昨年度、必要な施設を将来にわたっても適正に維持していくために、利用者に負担をしていただきます使用料の見直しについての基本的な考え方を整理して行政改革推進委員会の皆様にご意見をいただきました。その後、市民の皆様からのパブリックコメントを実施いたしまして、その結果を踏まえて本日は行政改革推進委員会に諮問をさせていただく予定でございます。

次世代に大きな負担を残さない安全かつ利便性の高い公共サービスを提供し続けることができるように、この方針案は今後非常に大事な指針となっていくものと考えております。社会情勢の変化への確に対応するための骨格となる方針でもございますので、皆様の忌憚のないご意見をお寄せいただきまして、実施に向けて進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 諮問

施設使用料の算出に関する基本方針(案)を諮問

<諮問の趣旨>

諏訪市では、平成29年に「諏訪市公共施設等総合管理計画」を策定し、時代の変化に即した施設のあり方を精査する中で、統廃合や再編、長寿命化等に取り組む、施設総量の適正化に努めてまいりました。この計画は令和8年度をもって10年間の計画期間が満了となり、施設全体の総延床面積を10%以上削減するという所期の

目標を達成する見込みとなりました。

今後も市民生活に不可欠な施設として位置付けた施設については、サービスの質や利便性を維持しながら安定的に運営していくため、社会情勢の変化に的確に対応した使用料の算出方法により、受益と負担の公平性を確保した適正な料金設定をすべく、施設使用料の算出に関する基本方針(案)を定めるものであります。

4. 議事

○会長

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただいま市長から施設使用料の算出に関する基本方針(案)について諮問をされました。どこの市町村でもそうですけれども、景気のいい時に設備をそれなりにしたわけでありまして、時代の変遷とともにどんどん変わってくるがございます。それについての的確に対応していくことが必要であり、諮問されたわけでありまして。本日、委員の皆様方にご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

・協議事項

諏訪市施設使用料の算出に関する基本方針(案)について(資料1～2)

(事務局説明) ※財政課による説明

○財政課長

施設使用料の見直しにつきましては、昨年、施設使用料見直しを巡る背景や、見直しの基本的な考え方につきまして、委員の皆様方からご意見をいただいたところでございます。いただきましたご意見を踏まえまして、施設使用料の算出に関する基本方針案を作成し、先般、パブリックコメントを実施させていただいたところでございます。ただいま、施設使用料の算出に関する基本方針(案)を市長から諮問いたしました。施設の老朽化や物価高に伴う施設の維持管理費の増大が課題となる中、市民生活に不可欠な公共施設を安定的に運営していきたいという方向性の中で、受益と負担の公平性など、施設使用料の算出に係る基本的な考え方及び算出方法を明確にし、社会情勢の変化に対応した使用料を設定していくための方針案でございます。それでは担当から説明させていただきます。

○財政課

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。昨年の10月21日に、行政改革推進委員会にて、「施設使用料の算出に関する基本方針(案)」について、ご意見をいただきました。その際にいただいた意見を反映し、施設担当課からの意見も踏まえて内容を更新したものが、お手元にある資料となります。

算出方法の大筋は変更しておりませんが、昨年からの期間が開いており、今回初めて聞く委員の方もいらっしゃると思いますので、中身について今一度ご説明させていただきます。また、この方針について、5月18日～6月17日の期間でパブリックコメントを行いました。その報告についても最後にさせていただきます。

資料の「施設使用料の算出に関する基本方針(案)」をお開きください。

I. 基本的な考え方

はじめに、この方針が策定された背景についてお話しします。資料2ページです。諏訪市では、昭和30年代後半以降、多くの公共施設が整備されましたが、それらの施設は急速に老朽化し、維持管理経費が増大してきている現状があります。それに対して現在の使用料の設定はこの増加する維持管理経費や物価高騰に十分対応できるものではありません。

使用料で補えない維持管理経費というのは、不足分が公費、つまり税金によって補填されています。その結果、施設を利用しない市民にも負担がかかるという不公平な状況が発生しています。持続可能な施設運営を実現するためには、従来の仕組みを見直し、必要な改善を行うことが喫緊の課題です。

公共施設見直しという面では、公共施設等総合管理計画を平成28年度に定めて、施設総延床面10%削減する目標の中で統廃合や再編を進め、施設の総量の適正化に努めてきました。令和8年度において計画期間が

満了し、10%削減という所期の目標を達成する見込みとなっています。この計画の中で今後も使っていく施設、今後も維持していく施設について、サービスの質、利便性を維持しながら安定的に運営していくために、現状公費負担が多くなっているの、具体的な方策を定めて早期に着手していく必要があります。

この方針は、使用料の基本的な考え方を定めることで、これからの社会経済情勢の変化に対応しながら、受益と負担の公平性を確保した使用料設定とすることを目的としています。

次に、この方針の基本的な原則についてご説明します。

1 つ目は受益者負担の原則です。施設を使用した人が使用料を払いますが、先ほども申し上げたとおり、使用料を払っている人のみの負担では施設の維持管理費を賄いきれてないという現状から、受益者ではない利用してない方も負担が生じているので、本来受益者が負担すべきという原則に立ち返り使用料を設定します。基本方針の根幹となる考え方です。

2 つ目は算出方法の明確化です。受益者負担を求めるには、透明性と公平性が必要です。そのため、施設利用に係る行政コスト(使用料原価)を明確にし、算出方法を定めます。

3 つ目は経費節減とサービス向上の取組みです。原価計算の基礎となる維持管理経費の削減を目指し、業務の効率化を進めます。さらに、施設の利用満足度を高め、収入増加を図ります。

最後に、定期的な見直しの実施です。社会情勢や市民ニーズの変化に合わせ、原則 4 年ごとに使用料全体を見直します。また、必要が生じた場合は随時見直しも行います。

Ⅱ. 理論上の適正使用料の算出方法

次に、「施設使用料の算出方法」について説明します。4ページからの内容になります。まず理論上の適正使用料を算出します。これは施設の維持管理にかかるコストである使用料原価と、その施設やサービスの特性に応じた受益者負担割合を掛け合わせて算出されます。

使用料原価とは何かが図1の計算のイメージ図に示してあります。まず施設全体の維持管理にかかる経費に減価償却費を足して、施設全体の使用料原価を出します。次に面積の按分や年間利用可能時間を一コマあたりの貸し出し時間で割り返したものを乗じて、会議室 1 部屋一コマあたりに使用料原価がどれだけかかっているのか金額を出します。

使用料原価がどんな経費が対象となるのかが「2使用料原価の算出方法」の(1)に示してあります。使用料原価の計算には、人件費、物件費、維持補修費、補助費等、減価償却費などを含め、過去 3 年間の平均を基に計算します。

この使用料原価に受益者負担割合を乗じて理論上の適正使用料を算出しますが、その受益者負担割合の考え方は6ページ以降に示しています。

受益者負担割合は、施設利用者にどの程度の負担を求めるかということですが、これは施設の特性、設置目的やサービス内容に基づき、「必需性」と「市場性」の 2 つの観点から判断します。その受益者負担割合の具体的な考え方が9コマにわかれている表(6ページの〈図2 利用者の負担割合〉)です。

まず縦軸が「市場性」の観点となります。市場的か、公共的かということで、その施設が民間でも同種類似サービス提供されているかどうか。公共的というのは、市に設置義務があるものかを3段階で区分しています。横軸は「必需性」の観点となります。必需か選択的ということで、必需的というのは市民が生活に必要な必須の施設、反対に図右側に進むと選択的となり、一部の市民が選択して利用するものになります。この9つの枠に施設を1つひとつ分類して 0%から右上の 100%までの受益者負担割合が出てきます。先ほどの使用料原価にこの受益者負担割合をかけたものが理論上の適正使用料となります。

Ⅲ. 使用料設定方法と具体的な見直し手順

算出された理論上の適正使用料を基に実際の使用料改定がどのように進められるかが 8 ページ以降の内容となります。

図3のとおり、理論上の適正使用料と現状の使用料を比較し、赤い点数部分を埋めるような改定率を設定し使用料改定を行います。ただし、利用者の急激な負担増加や利用控えを避けるため、改定後の使用料は現行使用料の 1.5 倍を上限とします。

使用料の改定率を定める際には、機械的に決めるわけではなく、(2)以降に設定における留意事項を考慮しながら決めていきます。

例えば市内の中や他市町村を踏まえた同種・類似施設間の均衡についてですが、使用料が同種・類似施設間と乖離して高くすぎるとかえって利用が控えられて使用料収入が減ってしまうため、この均衡を図ります。

また、(5)維持管理経費に対する使用料収入の状況ですが、こちらの項目を前回から追加しました。維持管理経費に対して現状の収入はどれだけ入っているのか、理論上の適正使用料に近づけた結果、その比率がどのように変化していくかということも留意していきます。

IV. その他の事項

最後に、資料9 ページ「その他の事項」として、4年ごとに見直しをしていくこと、使用料は原則10円単位とすること、また、市の責務として、経費削減や利用率向上に取り組むほか、使用料改定に際しては市民への周知を徹底し、円滑な実施を目指します。

以上が、「施設使用料の算出に関する基本方針(案)」の概要です。

続きまして、「施設使用料の算出に関する基本方針(案)パブリックコメント実施結果について」という資料をご覧ください。5月18日から6月17日までの1か月間で、この基本方針の内容についてパブリックコメントを行いました。その結果について報告させていただきます。3名から4件のご意見をいただきました。

今後はパブリックコメントと本委員会でのご審議を踏まえた上で基本方針を固めて、その後施設それぞれの使用料の設定を進めていきたいと考えております。

○財政課

補足説明をさせていただきます。昨年の本委員会において、委員の皆様から様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。口頭でのご報告になりますが、ご指摘いただいた点についての対応をご説明させていただきます。

今回の使用料算出の基本方針を作成するにあたり、市民の皆様のご理解をいただくことが一番重要であり、どういう手順で進めてきたのかという道筋、ストーリーをわかりやすく示していくことが大事であるのご意見をいただきました。そのご意見に基づいて、方針の2ページ、「はじめに」の4段目5段目のところで、時代の変化、また公共施設等総合管理計画の10年間の結果を踏まえた、次のステージとして維持していく施設についてどういった対応をしようか、その検討をしているという流れがわかりやすく伝わるよう、修正をさせていただいております。

また、使用料を見直すにあたり、原価計算に加えて、施設の回転率、稼働率といった観点も取り入れてはどうかというご意見を頂戴いたしました。他の自治体においては、目標値として、施設の回転率、稼働率を設定して使用料算定の元としている団体というのも実際にございました。この点について検討をさせていただきましたが、諏訪市の場合には、これまで使用料の見直しは、消費税率の改定以外でほとんど実施をしてこなかったという現状がございます。そうしますと、使用料見直しによる価格インパクトといえますか影響が実績としてどのくらいあるかというところが、実績として分析がなかなか難しいという状況でございます。そういった中で適正な目標値を設定して、それに基づいて使用料を設定していくということがなかなか難しいという課題が生じました。そのため、この基本方針としては維持管理経費等の使用料原価に基づく算定方法方式を維持させていただくこととしました。ただし、今回の見直しを経てその影響を今後分析していくということは可能でありますので、引き続き検討していくべき課題という認識をしております。

また基本方針の9ページ3の市の責務について更なる経費節減とともに、利用率の向上、満足度の高いサービス提供に努めていくということを記載しております。施設の稼働時間に対して稼働率をいかに高めていくかという視点で、施設運営を図っていくことで考えております。

今のこのお話は、パブリックコメントの3つ目、4つ目の意見に対する市の考え方とも繋がっておるものでございます。市といたしましては、先ほどご報告いたしましたとおり、基本方針案としては内容を修正することなく、一部を今後の参考とさせていただくということとしております。ご審議をいただきますようお願いいたします。

<質問・意見等>

○会長

なかなか難しい点もあるかと思いますがご意見をお願いしたいと思います。様々な自治体で同じ悩みを持っていると思いますが、いかがでしょうか。

○委員

まず今回、諏訪市がやろうとしていることは、まずこれまでに 10%以上の総延床面積を削減するというご努力をまずされてきています。その上で、さらに維持可能な状況を作っていくためにはどうするかということで、次はどうしても施設使用料の方を触らないといけない。ただ、そのためには個別にももちろん意見を聞きながら検討することも考えられますけれども、まずここで大事なことは理論上の適正使用料というものをしっかりと見える化しましょう、それを見える化させることによって、その後どういうふうな配分、利用者の方々に使用料をお願いしていくかというストーリーに基づいて検討されているという意味では、非常に公平性もあると思いますし、見える化もされていると思うところです。ぜひこのような形で、繰り返し市の方でも言われていますように、4 年ごとなど定めて適宜見直ししていこうということもおっしゃられていますので、そのあたりは例えばこの方針が走っていった後も、現場の声を吸い上げながらどういう問題が実際に起こっているのか、現場を見ることができます。使用料を変えたことによってどのくらいの使用者の増減が起こるかとかという予測というのはなかなか難しいものだと思いますので、そういう意味も含めて、まずは公平性を保つような数値を示した上で、それぞれ次の段階としてそれぞれの施設にあったような割り付けをして、さらに監視していく、現場の状況を見ていくということになっています。このやり方そのものは非常に透明性がある公平性があるのではないかと、私としては評価しております。

パブリックコメントの方で利便性の話が出ていましたが、今回のこの検討に当たりましては、利便性ということとは、基本方針の中に多分触れられていなくて、1ヶ所あるとしたら途中ページのところに利便性を考えて 10 円未満の端数のところは切り捨てるという文脈では出てはいますがけれども、どちらかというそこが主眼ではなくて、例えば 10 人で使う施設の利用者が 20 人になったらそれは不便になるのは当然ですけれども、本来このくらいの利便性があるはずだと、それに基づいて考えるのであれば決して利便性が落ちるといような状況に現状なっているとは思えませんので、その意味で言いますとこのパブリックコメントの方の利便性の方もあまり強くそこに反応しなくてもよろしいのではないかと思うところです。

○財政課

パブリックコメントのご指摘あったところですが、例えば料金が下がったことによってかなり人が増えてしまうことによって、混雑等で利便性が下がってしまって、そこら辺を考慮してほしいという主旨と認識しておりますけれども、市としては先ほどご指摘のあったとおり、利便性がかなり悪くなるというような状況は現状では想定しておりません。算出方法としては使用料が仮に大きく下がる、また大きく上がるという可能性があるわけですが、大きく上がる場合は 1.5 倍までを上限とさせていただいております。この場合でも利便性という点では、利用者が減れば、逆に利用利便性が上がると言っていいものかどうかちょっと難しいところではございますけれども、いずれにしても 8 ページの留意事項にお示したとおり、近隣の状況等も見ながら、データに基づく算出をした上で大きな乖離等が生じないよう配慮をしていくという方向で考えております。

○委員

基本方針の中で、利用理論上の適正使用料の中に減価償却費が入っております。この考え方についてですが、利用者の受益者負担として考えるとすれば維持管理費だけで良いのではないかなと。減価償却費となるとこれは施設を取得した際に設けておけば、そちらの方に入るのはないかということで、通常の受益者からもらう費用としては、維持管理費だけでいいのではないかなと私は疑問を持っているんですけれども、その辺の見解を教えてください。

○財政課

施設の使用料を算出するにあたって、各自治体様々な方式をとっておる中で維持管理経費だけをその使用料原価として使用料を算出している自治体もございます。減価償却費を含めているところもあり、それぞれ方針があります。諏訪市として減価償却費を含める理由ですが、建設をするときには、もちろん多額の費用がかかっています。建設費は市の方で支払いをしておるものです。こちらの経費をその時の市民、その時の使っている住民が全てを負担するという形にはなってしまうと、果たしてそれが公平なのだろうかというところがございます。受益という点で見ると、例えばその施設が20年、30年使われていくという時に、その20年間30年間、同じく受益をしている方が多くいらっしゃるようになります。そういった長期での、世代間の公平性で、その建築費を利用に応じて負担をしていく。これは広い目で見れば受益を公平に負担していくということであろうと、そういう考えのもとで減価償却費を入れさせていただいています。

○委員

減価償却費を理論上の適正使用料の中に入れてしまうと、実際に使う側の市民からしてみると理解しにくいような気がします。例えば目の前にある水道や光熱費などなら非常に理解も得やすいですけれども、その辺がどうなんだろうかなという感じがしますが。

○財政課

この方針の中で、受益者負担割合に基づく計算というのがあります。公共施設は当然、何らかの行政目的を持って、設置をしております。その行政目的に応じて、公費で負担すべきものはどのぐらいなのか、受益者が本来負担すべきものはどういったものか。どういった施設なのか、こちらを表にお示した考え方で分けて、それぞれ配分をさせていただく考え方です。

ご質問いただいた施設の建設費こちらについても、行政の施設の設置目的に応じて、公費で負担すべきものと受益者が負担すべきものがあり、公費で完全に100%見るべきものであれば建設費もちろん公費で全て持つべきものだと思いますけれども、例えば75%のもの、50%のものという区分けで維持管理費と同様に減価償却についても扱っていききたいという趣旨の方針案となっています。

○財政課長

少し視点を変えてお話を説明させていただきますと、大きな施設を作るときには、その時点で諏訪市が持っているキャッシュを全部使って建てるというのはなかなか難しいという状況がございます。そういったときには市では、公債費、要するに借金をして、建ているというような形になります。それをまた後々、複数年かけて返還していくという形です。そういった視点も踏まえて、減価償却費という部分をも含めて考えていくという方針を整理したとご理解いただければと思います。

○委員

まず、これだけ物価も高騰しており、人件費から光熱費まで上がっているなかであり、値上げに関しては何の異論もなく上げてくださいたいと思っています。

前回の委員会の折に発言させていただいた、回転率に関わる回答もいただきありがとうございました。今後、実績を踏まえながら研究していただければと思っています。

今の減価償却のお話に関連して質問になってしまいますが、2025年度ぐらいで構わないですが、施設全体に関わる、民間で言う経常収支比率は大体どのくらいか、数字はありますでしょうか。100%を超えるような、ある意味、親孝行な施設というのは実在されるのかどうか。

○財政課

令和6年度の実績が出ておりますのでご説明させていただきます。まず、諏訪市の公共施設に係る維持管理経費全ての公共施設が、合計で31.1億円かかっております。その中で使用料で賄っている分が10%の3.1億円です。残りのうち1.7億円は国からの補助金等々もありますが、84.6%の26.3億円は税金で賄っている部分となっております。税負担がかなり大きくなってきている現状があります。

○委員

ありがとうございます。その状況ならばある意味、償却云々以前に民間企業でいえばこの時点ですでに破綻であり、税負担に頼ってはいけないうところで、公共施設の持続可能性という観点、経常収支比率の観点から、率直に値上げをせざるを得ないということを説明してしまった方が早いのではないかと個人的には思います。ただ、個別で何か経常収支比率が良くなる(儲かる)ゆえに値下げをしなければならないという施設が出て来ってしまう場合は逆風になってしまう可能性もありますから、総体の経常収支比率を改善させるというロジックの中に、どうしても減価償却費を入れることが総体の経常収支率の改善に必要であればそれはそうすべきだと思いますし、その辺のロジックだけしっかりされればよいと思います。やるべきことはもう自明だと思いますので、特段の異論ありません。

○委員

減価償却費のことは私も疑問はあります。また、全体的な中で、今後の人口減少ですとか、人件費のアップそれから施設所有者の価値観の変化っていうことを考慮したときに、4年間での見直しというのが果たして妥当なのかということも少し疑問に感じるところはあります。シーリングを先に決めておくのではなく、4年ということではなく、年数に関わらず見直しをしていくというような弾力性のある考え方を入れていったらいいのではないかなという気がしています。

行政目的に沿って施設を設置したわけでありますので、今度は減価償却等の考え方を入れていくと行政目的に対しての議論というものが出てくると思います。果たして市民の意向に沿っているのかどうなのかということもその段階でやっていかないと、後で混乱を生じるというような気がします。

○委員

算出例についての質問です。使用料原価のところ、延床面積分で使用床面積を割りますが、例えばすわっチャオの場合、延面積は大きいけれど、会議室は少ないです。学生さんが座って勉強したりするスペースや、教育委員会の執務室になっている部分もあって、その部分も負担するということになってくると数字がグリーンと違ってくるという気がしたものです。

方針に基づいて計算した結果どうなったのか、という数字も市の方ではすでにお持ちなのではないかと思います。ここはこうなる、という情報を見せていただいた方がいいかと思います、その点いかがでしょうか。

○財政課

この方針に基づく計算ですが、今回の諮問させていただくのに併せて準備は進めているところでございます。計算結果という形にはまだなっておりません。各施設の担当課とも意見交換をしながら、議論を進めているという段階でございます。まだお示しする段階ではないということで、ご理解いただければと思います。方針に基づいて、それぞれの施設が現在どういう料金体系で試算した場合はどのぐらいの乖離が出るのか試算としてはやっていますが、現時点ではこの方針の考え方、こういう計算方法でいいのか方針を決めた上で、次のステップとして、それぞれの施設に利用者がいますので、その施設の利用者の方々とこの金額でいいかどうか個別の議論に入っていくということになります。

延床面積と例えば会議室の関係についてのご質問ですが、例えば子どもたちのスペースの分の経費が乗っかってくるのではないかなという趣旨でよろしかったでしょうか。それについては、そうではないというご返答になります。例えば施設が全部で1000平米あり、そこで貸し出す部屋が例えば、10平米あるとします。そうすると、計

算をするときには、延床面積分の会議室の面積に維持管理経費を乗ずることになりますので、維持管理経費の1,000分の10がその部屋の使用料の原価というふうな形で計算されてくるので、例えばその1000平米の中に、子どものためのスペースが例えば500平米ありましたということであれば、その500平米分が会議室に乗ることはないです。純粋にその貸し出す会議室の一つの単位当たりを出すために全体の面積から割り返しているという形になります。

○委員

要はこれから市の様々な施設をどう使っていくか、という問題だと思います。細かいところの計算方法の問題ということではないですから、それは使いやすいように、また低単価で使わせていただくということが一番いいわけですね。その辺をお願いしたいと、皆さん思っていると思います。

○委員

やっぱりみんなの話題は、いくらになるのかというところが、今の市民の声じゃないかと思います。理論上の考え方はわかります。表の利用者の負担割合の9つこの考え方は一般論でわかりますが、もし出来たら、具体的に例えば1番は何で、2番はこんなこと、3番はこんなことが該当するんですよと教えていただくと、なるほどとわかるので、できたら教えていただければありがたいと思います。

○財政課

現状まだ何かこの方針に基づいて練っておるところで確定ではない段階ですので、例としてお示しさせていただきます。

一番低いところの、受益者負担割合が25%の8番のところを今考えておるところでいうと、学校施設の体育館等です。まず学校自体が行政の義務的な施設でもありますし、元々教育目的で作っているというところもありますので、受益者負担を大きく求めることは違うだろうということでここに設定をしています。一番高くなってくる、例えば3番ですが、選択的であり、市場的であるところと言えば、例えば駐車場やテニス場などです。民間の施設が市内でも市外でもあるという代替性といいますか、選択的なものであるという観点で見えております。観光施設の中では例えば高島城です。総合福祉センターの中にあるお風呂なども3番で見えております。50%や75%など中ぐらいいのところにいくのが、公民館、博物館、美術館、体育館などです。

現状、議論をしている内容はそのような形で進めております。その施設の特性をそれぞれに見て判断ということになります。

○委員

市民に納得してもらうために、具体的に伝わらないとなるほどとわからなくて、数字などでは抽象的でわからないかと思います。このここはこういうわけで、何%というふうに説明していくと、市民の方々は納得するのではないかと思います。

○財政課

ありがとうございます。市民の方、また利用者の方にご理解をいただくために、丁寧な説明をしていくことが一番大事だと思っております。各施設それぞれに、こういった理由でこの観点で考えていくというそれぞれの個票を用意させていただいて、それに基づいて、その施設についてはこう位置づけられているからこうなります、という統一感のある資料によるご説明を各施設においてさせていただく予定でございます。

○委員

見直しのサイクル4年とありましたが、4年ごとが本当に妥当か疑問に思っています。今も物価がどんどん上がっている状態ですし原油高ということもあるので、もうちょっと短い方がいいのかどうか。文言として追加するな

ら、都度見直しということも入れていった方がいいのではないかと思います。

○財政課

4 年が妥当かどうかというのは、急激な経済情勢の変化や物価高の状況を見ると、確かに判断が分かれるところかなと思っております。一方で、行政が提供させていただいているサービス、施設というのは、ある程度の予測可能性も必要と思っております。一定期間は同じ金額で、あまり頻繁に変える则表示ですとか、ご理解いただくための看板であったり、様々な経費もかかってくることにもなります。今のところは、まずは4年でやってみて、随時に見直すということも書かせていただいておりますけれども、基本的には一定期間は置かしていただいて、やっていく中でもっと短くした方がいいだろうということで 3 年でやってみようという、走りながらという形になりますけれども、やらせていただきたいと考えております。

○委員

直接的には受益者の負担割合と関係があるのかどうかですが、各施設で減免措置を設けていますよね。減免とこの負担割合との関係は今後整理をしてしまうのかどうかお聞きます。

○財政課

減免についてはご指摘のとおりこの使用料とは考え方として別になってきます。今回の整理についてはこの減免についての整理は、しておりません。あくまでも今回の方針は受益者負担の適正化のために、施設の使用料原価、使用料という観点で理想的なものを出すものです。減免については、例えば様々なハンディキャップをお持ちの方であったり、何か抱えている状況であったり、その団体の施設使用目的であったり、そういったもので減免をやっており、かなり政策目的も入ってくるかと思います。そのため分けて考えて、減免については別の課題として考えていく必要があると切り分けております。

○委員

様々なご意見が出ましたので、一旦、次の協議事項に進ませていただき、最後にまとめをさせていただきます。

・協議事項

諏訪市公共施設等総合管理計画について(資料3～4)

(事務局説明) ※企画政策課による説明

○事務局

諏訪市公共施設等総合管理計画は、繰り返しになりますが令和 8 年度、今年度が計画の最終年度になっております。まず、「諏訪市公共施設等総合管理計画 経過報告」について令和 7 年度末までの取組状況のご説明をさせていただきます。

公共施設の老朽化と、少子高齢化、人口減少などの情勢に対応するために、平成 29 年度よりこの計画に基づく取組を進めております。個々の施設につきまして個別施設計画というものを策定いたしまして、中長期的な具体的方針を決めて進めているところです。対策の種類は 6 パターンを基本としております。維持から検討中まで 6 パターンございますけれども、施設ごとの性格や現状に合わせまして、それぞれの方向性を定め進めております。資料には市民文化系施設を例として挙げてございますけれども、このほかの施設全般につきまして個別施設計画の方向性を毎年度ホームページにて最新化をして公表をしているところになります。諏訪市ホームページで「公共施設」と検索していただきますと、公共施設マネジメントに関する一連のページがあり、ご覧いただけますのでご参照いただければと思います。数値目標として、公共施設の総延床面積を 10%以上削減するという数値目標を立てて進めており、現時点での状況と見通しは表のとおりになります。おおむね順調に進捗しております。

して、計画期間であります令和 8 年度末までの目標としましては、概ね 15%程度の削減という見通しを持っております。当初の 23 万㎡から、今現在 21 万 2 千㎡、また、将来的な 19 万 6 千㎡に向けた、具体的な取組をいくつかご紹介させていただきます。減らしているだけではなくて、更新をしたり新設をした施設もございますので、特に面積が大きなものをいくつか表に例示させていただきました。昨年度の当委員会においてご報告した時と変わったところは、旧蓼科保養学園の解体を令和 9 年度に延期としましたが、そのほかは概ね予定通りに進んでいます。今年度末までに旧東洋バルブ諏訪工場建屋、旧城北小学校、武道館の解体を予定しております。これらを計画通り実施した場合に、延床面積 10%以上を削減する目標を達成するという見通しです。

これらを踏まえて今後の取組でございますが、次世代に大きな負担を残さず、安全かつ利便性の高い公共サービスの提供を維持することを目指し、資産総量の更なる最適化と適切な受益者負担についての検討が必要な段階に入っていると考え、本日、「施設使用料の算出に関する基本方針(案)」を諮問させていただいております。

また、令和 8 年度を以って計画期限を迎えますが、取組を継続するための指針を明らかにするため、令和 9 年度以降の計画策定(更新)が必要と考えております。現在の計画は、国より全国の自治体に出された指針に基づき一斉に策定したものでありますが、今後の方針策定は自治体の課題に応じて工夫していくことが求められています。

もう 1 枚、カラー横版の資料は、計画の関連性を図でお示したものです。総合計画も計画期間が令和 8 年度まででありましたが、市長及び議員の任期との期間を考慮し、計画期間を令和 9 年度までとすることを先般の 6 月議会にお諮りし可決されました。公共施設に係る取組は市政全体としても大きな政策課題のひとつであることから、最上位計画である諏訪市総合計画と連動させて 1 年延長し、第七次総合計画と連携した計画策定を目指したいと考えており、この方針についてご意見を賜りたく、今回、ご説明をさせていただきました。

- 異議なし -

○会長

公共施設等総合管理計画の1年延長ということは、ここで正式に承認とさせていただきたいと思います。

それでは、最初の諮問に対する今後の対応ですが、事務局から今後の進め方について説明をお願いします。

○事務局

本日たくさんのご意見賜りましたので早急に答申案としてまとめ、早い段階で皆様のもとに一旦郵送又はメールで送付をさせていただきたいと思います。その上で、メールや電子申請等の簡易な方法でご意見ご質問などいただける形を取らせていただきまして、最終的な確認を佐久会長の方とさせていただくというスケジュールでお願いをしたいと思います。

○会長

今回の 7 月 27 日の委員会において答申を出すことについて合意をお願いしたいと思います。また、答申内容の最終的な校正は私に一任をいただきたいと思いますよろしくお願いします。

- 異議なし -

○会長

ありがとうございます。それでは、私の方で鋭意努力をいたしまして、事務局と調整をしていきたいと思いません。議事は以上で終了いたします。

5.今後のスケジュールについて(事務局説明)

次回の第2回の行政改革推進委員会は7月27日になります。改めて日程のご連絡を差し上げますのでまだ大変お忙しい中と存じますがご出席をよろしくお願いいたします。

6. 閉 会 (企画部長)

委員の皆様、本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、各立場から貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

施設の使用料を見直す取組は、行政にとって非常にハードルが高い、難しい課題であります。それをどうふうに進めていこうか検討するなかで、やはりしっかり見える化をして、透明度高く皆さんに見ていただき、ご意見をいただくこと、この施設はこういう施設だからこういう料金設定が標準ですという考え方をお示しようという考え方で進めてまいりました。今日いただいたご意見は、総論としての方針の中に反映させていただきまして、次のステップとして各論に入っていくことになります。この施設の利用料が一体いくらになるのか、そういう各論としての議論も施設ごとにしっかり進めていきたいと思っております。まずは、方針に対する行政改革推進委員会としての答申をいただいたうえで、方針をしっかりまとめていきたいと思います。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、行政改革推進委員会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。